



防災・減災対策の推進

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

【現状・課題】

大規模地震はもとより、近年頻発する豪雨や暴風雪・津波・火山噴火などに起因する災害から国民の暮らしを守るためには、地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向けた実効性のある施策の実施及び財源の確保が必要である。

【提案・要望事項】

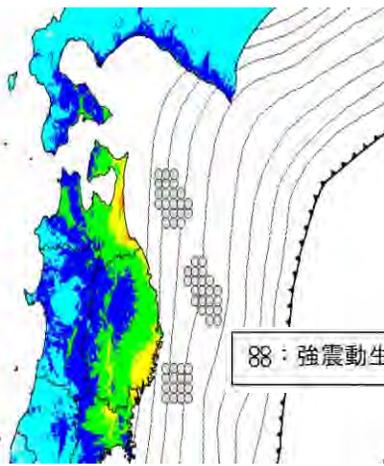
- (1) 中長期的観点に立った防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進等
(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省)
- (2) 太平洋沿岸をはじめとする地震・津波対策や積雪寒冷等の地域特性に配慮した防災・減災対策及び財政支援の強化 (内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく取組の推進 (農林水産省、国土交通省)
- (4) ホテル等民間大規模建築物及び学校施設等の耐震化の促進 (文部科学省、国土交通省)
- (5) 「流域治水」の取組に必要な制度の創設・拡充及び予算の確保
(総務省、農林水産省、国土交通省)
- (6) 火山・土砂災害等から国民の暮らしを守るための支援の強化や盛土対策の推進
(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

【提案・要望の内容】

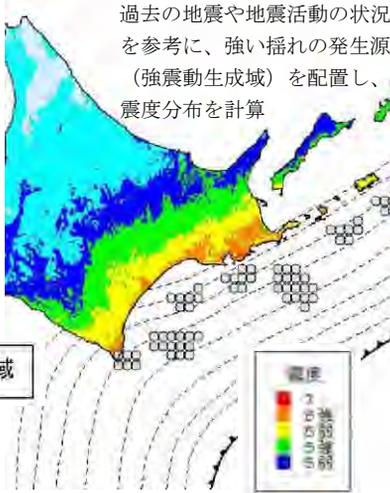
- ① 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めるために必要な予算を安定的に確保するとともに、地方負担の軽減を図ること。
また、緊急防災・減災事業債の要件緩和など起債制度の拡充を含め、地方財政措置の充実を図ること。
- ② 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定が公表され、防災対策の検討にあたっては、ハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図るとともに、「日本海溝・千島海溝地震特別措置法」について、「南海トラフ地震特別措置法」と同等の法制度の整備により、財政支援を強化すること。
また、地震・津波に対する防災対策の推進のため、観測体制等の強化を図るほか、積雪寒冷等の地域特性に配慮した施策に対する財政措置等を行うこと。
- ③ 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画作成に対する財政支援制度の創設や、避難路、海岸防災林などの整備に係る国費率の引き上げ、海岸保全施設整備の予算確保など、財政支援の充実・強化を図ること。
- ④ 耐震改修促進法に基づき耐震診断結果が公表されているホテルや旅館など民間大規模建築物をはじめ、学校施設や公共建築物、住宅の耐震化に必要な予算の確保、国費率の引上げなど、財政支援等をより一層、拡充すること。
- ⑤ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策に要する予算を確保するとともに、越水等が発生した場合でも被害を軽減する粘り強い構造の堤防整備を推進できるよう交付金制度の拡充や、小規模な河川改修に活用可能な制度の創設のほか、「緊急浚渫推進事業」については、来年度以降も引き続き十分な地方財政措置を講じること。
- ⑥ 火山噴火や土砂災害等に対するハード・ソフト対策に要する予算を確保するとともに、地方自治体への財政・技術支援を強化すること。
また、常時観測火山への観測機器の整備拡充を図るほか、地元自治体を実施する退避壕等の避難施設整備に対する財政支援の拡充や国直轄による整備を行うこと。
加えて、盛土規制法の施行にあたっては、都道府県等の意見を十分に考慮するほか、基礎調査の実施のため十分な財政的・技術的支援を行うこと。

地震・津波対策の強化

<日本海溝モデル震度分布>



<千島海溝モデル震度分布>



<地震津波観測機器等の設置状況>



全道の広い地域で大きな地震が想定されており、南海トラフと同等の法整備や積雪寒冷等の地域特性に配慮した施策に対する財政措置が必要。

日本海・オホーツク海沿岸には地震観測機器等が整備されていないため、強化が必要。

治水対策の推進

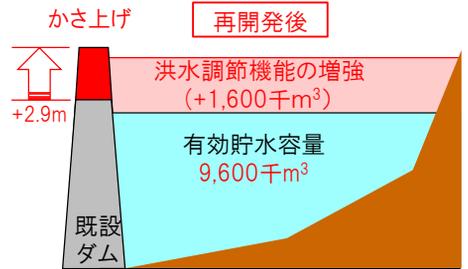
<ペーパン川(旭川市)の浸水被害(H30.7)>



<河道掘削・堤防の整備状況>



<佐幌ダム再生事業の概要>



土砂災害対策等の推進

<胆振東部地震による土砂災害(H30.9)>

<砂防堰堤の整備状況>



土砂流出状況



斜面崩壊状況

<急傾斜地崩壊防止施設の整備状況>



<羅臼町の山地災害(H28.8)>



<治山施設の整備状況>



<被災状況及び整備内容>

- 被災状況
平成28年8月の台風災害による山地崩壊
- 整備内容
流出土砂の撤去、治山施設の整備
- 効果
人家、迂回路の無い道路を保全



大規模・広域災害等に備えた体制の充実・強化

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省)

【現状・課題】

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生が切迫しているとされていることなどから、北海道大規模・広域・複合災害への対策が重要となっており、地方や民間等の主体的な活動を踏まえ、国の責任の明確化を図るとともに、広大な北海道においては、自衛隊の体制維持・強化や災害発生時における緊急対応への体制強化、さらには、災害対応等で重要な役割を果たす建設産業の担い手確保・育成などが必要である。

【提案・要望事項】

- (1) 大規模災害等の発生に備えた自衛隊の体制維持・強化 (防衛省)
- (2) 消防庁無償使用ヘリコプターの北海道地区への配備 (総務省)
- (3) 災害対応等で重要な役割を果たす建設産業の担い手確保・育成やICT利活用に向けた取組の推進 (内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)
- (4) 海上油流出事故における油回収体制強化や防除計画見直し (国土交通省)
- (5) 激甚災害の適用措置の拡充や財政措置基準の緩和 (内閣府)
- (6) 被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大 (内閣府)

【提案・要望の内容】

- ① 広大な北海道において、国防はもとより、今後発生が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模自然災害等の発生に備え、本道の防災力を強化するためにも道内自衛隊の体制維持・強化を図ること。
- ② 消防防災ヘリコプターの常時運航可能な体制を構築するため、消防庁無償使用ヘリコプターの配備数を拡充し、北海道地区に配備すること。
- ③ 社会資本の整備や維持管理をはじめ、災害時における緊急対応など地域の安全・安心を担う建設産業の持続的発展のためには、安定的な建設投資の確保や特に若年層の担い手確保・育成が喫緊の課題であることから、人材確保・人材育成・魅力ある職場づくりのための国による関係支援事業の推進や予算の確保を図るとともに、地域が主体となって行う担い手確保・育成の取組を支援する制度を創設すること。
また、建設現場における生産性の向上に向けてICTを活用した施工の普及促進を図るため、建設機械導入等に対する支援を継続すること。
- ④ 大規模な油流出事故が発生した場合を想定し、国の排出油防除計画を見直すとともに、外洋対応型油回収船や高速巡視船の配備など油回収体制を強化すること。
- ⑤ 大規模災害による被害実態を踏まえ、激甚災害の適用措置の拡充や財政措置基準の緩和など、被災地の実情に即した十分な財政的支援を講じること。
- ⑥ 被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、複数の市町村に跨がる災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図ること。

自衛隊の災害派遣活動

救出活動



道路啓開活動



物資輸送活動



道内の災害派遣実績

年度	件数	主な派遣要請理由	備考
平成24年度	14件	行方不明者捜索、給水支援、人命救助、避難者救助	暴風雪災害
平成25年度	11件	行方不明者捜索、給水支援、住民避難支援	暴風・大雨災害
平成26年度	14件	行方不明者捜索、林野火災消火、給水活動、排水活動支援、除雪困難地域の住民安否確認に伴う除雪	大雪災害
平成27年度	14件	行方不明者捜索、林野火災消火、住民避難支援	林野火災災害
平成28年度	19件	行方不明者捜索、給水支援、孤立者救助、林野火災に係る消火活動、高病原性鳥インフルエンザに係る殺処分	平成28年台風第10号
平成29年度	7件	行方不明者捜索、遭難者救助、人命救助	暴風雪災害
平成30年度	6件	行方不明者捜索、人命救助、道路啓開、生活支援、輸送支援、停電対処	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年度	3件	遭難者の救助、救出、林野火災	林野火災災害
令和2年度	10件	行方不明者捜索、林野火災消火、救急搬送、看護支援、感染症による職員への教育指導・助言、感染症軽症者への生活支援	新型コロナウイルス市中感染
令和3年度	2件	救急搬送、給水支援	断水による支援
			激甚災害数 2件

※下線表示は激甚災害

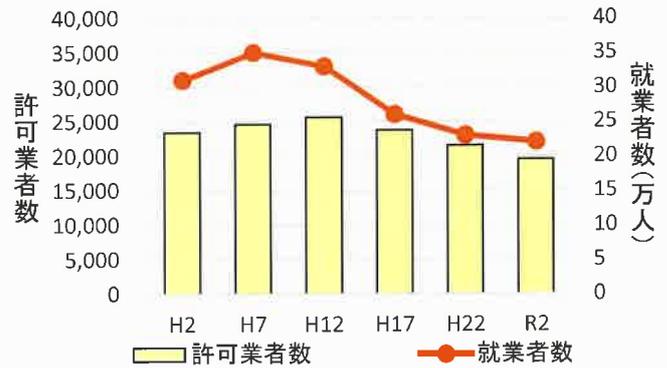
道内建設業就業者数・許可業者の推移

建設業就業者の年齢構成（29歳以下）



総務省 労働力調査より作成

道内建設業就業者数・許可業者の推移



国土交通省 建設業課調べより作成

海上油流出事故における油回収体制

宗谷海峡における海洋事故発生時の被害予測

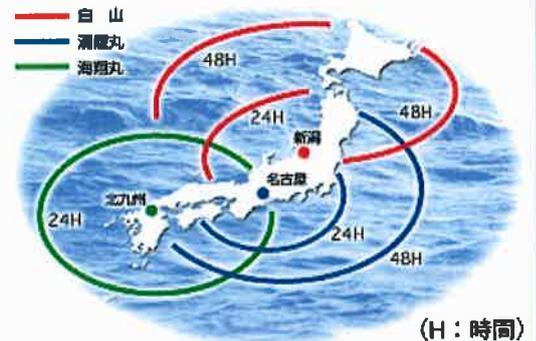


危険物を積載したタンカーが往来する宗谷海峡において油流出事故が発生した場合、**日本海とオホーツク海の広範囲に汚染が広がり、甚大な被害が予想**

外洋対応型油回収船による迅速な油回収が必要

出典：北海道開発局ホームページ(加工して作成)

外洋対応型回収船の配備状況及び到着時間



新潟から稚内まで48時間を要する

(H:時間)



北海道の強靱化と社会資本の老朽化対策等の推進

(内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【現状・課題】

大規模自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な北海道をつくることは道民の安全・安心の確保や経済活動の活発化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組であることから、強靱化に関する施策を迅速かつ計画的に推進するとともに、社会資本の長寿命化や総量の適正化など、総合的かつ計画的な維持管理・更新等を着実に推進することが重要である。

また、年々増加している空き家等の対策に向けた施策の推進が必要である。

【提案・要望事項】

- (1) 北海道強靱化計画の実効性を高めるための財政措置の充実・強化 (内閣官房)
- (2) 社会資本の維持管理・更新等の確実な実施に向けた財政支援の拡充や予算の確保 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- (3) 開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組みの堅持 (国土交通省)
- (4) 空き家等対策の推進に向けた支援の拡充 (国土交通省)
- (5) 住宅セーフティネット制度の充実に向けた財政支援強化とあるべき姿の提示 (国土交通省)

【提案・要望の内容】

- ① 北海道強靱化計画（国土強靱化地域計画）の実効性を高めるため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、計画に位置付けた取組に対する新たな支援制度の創設や補助及び交付金制度の要件緩和など財政措置の充実・強化を図ること。
- ② 道路や河川、下水道など社会資本の予防保全型維持管理を着実に推進するため、個別施設計画に基づく点検・診断及び維持管理・更新等にも活用可能な交付金等の制度創設や、既存の補助・交付金の要件緩和等のほか、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象拡大など財政支援の拡充及び予算の確保を図ること。
- ③ 北海道が将来にわたり我が国に貢献していくための社会資本整備を総合的かつ着実に推進することができるよう、開発予算の一括計上や北海道特例など北海道開発の枠組みを堅持すること。
- ④ 空き家等対策の推進に向けて、所有者等の責任の明確化と罰則の強化を図るとともに、必要な予算の確保や、大規模空き建築物に係る調査権限等の付与、代執行の費用回収強化、応急処置への補助適用、除却等の補助率の引き上げなどを講じること。
- ⑤ 住宅セーフティネット制度の充実に向け、家主の空き家リスクを解消し、専用住宅の登録数の増加を図るため、専用住宅への一般世帯の入居を認めるなどの補助要件を緩和するとともに、居住支援活動への財政支援の充実強化や真に求められる居住支援のあり方を示すなど住宅確保要配慮者にとってより良い制度とすること。

公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

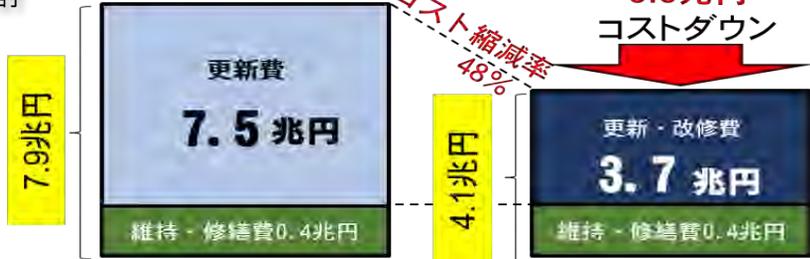
トータルコストの縮減・平準化の取組

道が管理する施設の維持管理・更新等に係る経費の見込額(今後40年間の推計)

事後保全型

予防保全型

- ① 予防保全型維持管理の導入検討
- ② インフラ機能の適正化
- ③ PPP/PFIの活用
- ④ 新技術等の導入



トータルコストの縮減・平準化を進めるためには、予防保全型維持管理を着実に推進することが非常に重要

維持管理・更新等に係る財政支援の拡充

財政支援の拡充要望の例

社会資本整備総合交付金

河川施設～現行の交付要件

交付対象となるのは、5千万円以上の事業



学校施設環境改善交付金

学校施設～現行の交付要件

交付対象となるのは、長寿命化事業5千万円以上、予防改修事業3千万円以上の事業 ※道立高等学校は支援の対象外



維持管理・更新等を計画的に進めるためには、現行制度では交付要件を満足しない施設を対象とするよう要件緩和等の財政支援が必要

公共施設等適正管理推進事業債



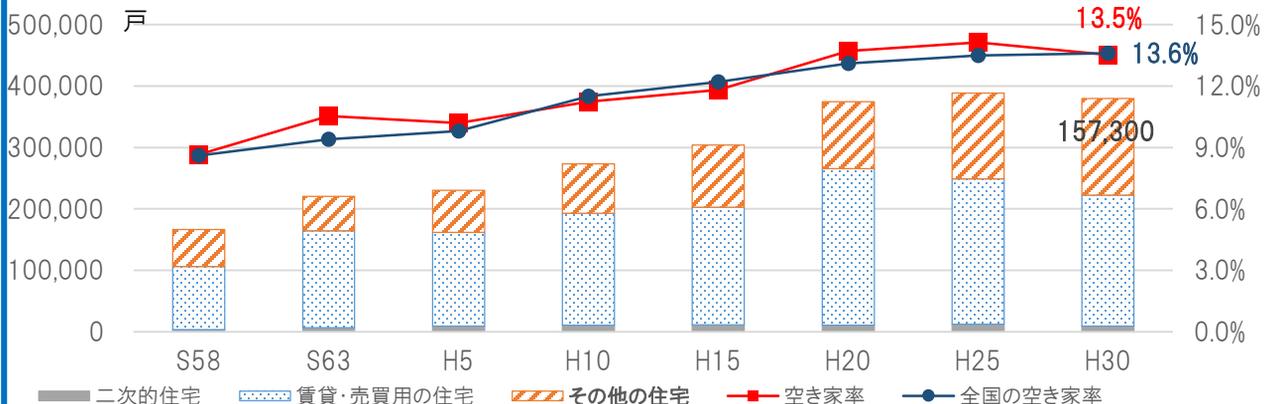
建設後50年を経過する庁舎等の施設の割合



20年後には66%となるなど、加速度的に老朽化した施設が増大する見込み

庁舎等の公用等施設が適切に管理を進めていくためには、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすることが必要

道内の空き家戸数・空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

「その他の住宅」：賃貸用、売却用などを除いた空き家



北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

(文部科学省、農林水産省、国土交通省)

【現状・課題】

道民が安全で安心な元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、くらしの再建、インフラの復旧、地域産業の持続的な復興に向けた予算の確保等が必要である。

【提案・要望事項】

- (1) 被災した子どもたちの心のケアなどに対する継続的な支援 (文部科学省)
- (2) 国直轄事業によるインフラの恒久対策の推進 (国土交通省)
- (3) 被災森林の復旧など林業の復興に向けた支援 (農林水産省)

【提案・要望の内容】

- ① 被災した住民の地震等に対するストレス症状には長期的な見守りが必要であり、特に被災した子どもたちの心のケアやきめ細かな学習支援を行うため、スクールカウンセラーの派遣や教職員の加配措置について、継続的な支援を行うとともに、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の確保に必要な予算の確保を図ること。
- ② 日高幌内川等について、河道内に堆積した不安定土砂等の再移動による二次災害の防止を図るため、引き続き、特定緊急砂防事業による施設の恒久対策を推進すること。
- ③ 地震により崩壊した林地の復旧や、作業道等の整備、被害木の整理、森林の造成に必要な予算の確保や技術的支援など地域の負担軽減を図るとともに、林業・木材産業の復興に向けて林業機械や加工施設の整備への支援を行うなど、引き続き地域の実情に応じた対策を推進すること。

被災した子どもたちの心のケアなどに対する継続的な支援

児童生徒の心のケアやきめ細かな学習支援を行うため、被災した小中学校等へのスクールカウンセラーの派遣や、教職員の加配措置、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を実施。

【配置実績（厚真町、安平町、むかわ町）】（R3.12月末現在、単位：人）

	H30	R1	R2	R3
スクールカウンセラー	延べ314	延べ645	延べ231	延べ19
教職員の加配	3	15	14	12
教員業務支援員	10	15	15	15



心のケアには長期的な見守りが必要であり、継続的な支援が必要。

国直轄事業によるインフラの恒久対策の推進

日高幌内川にて大規模な河道閉塞が発生、チケッペ川・東和川にて大規模な山腹崩壊が発生。

直轄事業による緊急的な対策は完了。

直轄事業（日高幌内川など）については、引き続き施設の恒久対策の推進が必要。



※日高幌内川における緊急対策完了状況（引き続き、恒久対策を実施中）



被災森林の復旧など林業の復興に向けた支援

胆振東部森林再生・林業復興連絡会議（H30年10月設置）

北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針（H31年4月策定）

胆振東部地震被災森林復旧指針（R3年3月策定）

胆振東部地震森林再生実施計画（R4年3月策定）

地域の関係者と連携し、森林の再生と林業・木材産業の復興を推進



【林地の復旧】



【作業道等の復旧】



【森林の造成】



区分		R3	R4	R5	R6～
治山施設の設置等	治山事業				(林地の復旧)
	被害木の整理				
森林の造成	実証試験				
	植栽・緑化等				
林道等の復旧	林道施設等復旧				
	作業道等整備				

今後の対応

○「胆振東部地震森林再生実施計画」に基づき、林地の復旧や森林の造成、作業道等の整備を計画的に実施